

〔図Ⅲ－６〕 業務別会員の勤務場所

婦では「保健所」と「市町村」勤務者が約半数ずつであった〔図Ⅲ－６〕。

#### 4 現在の職位

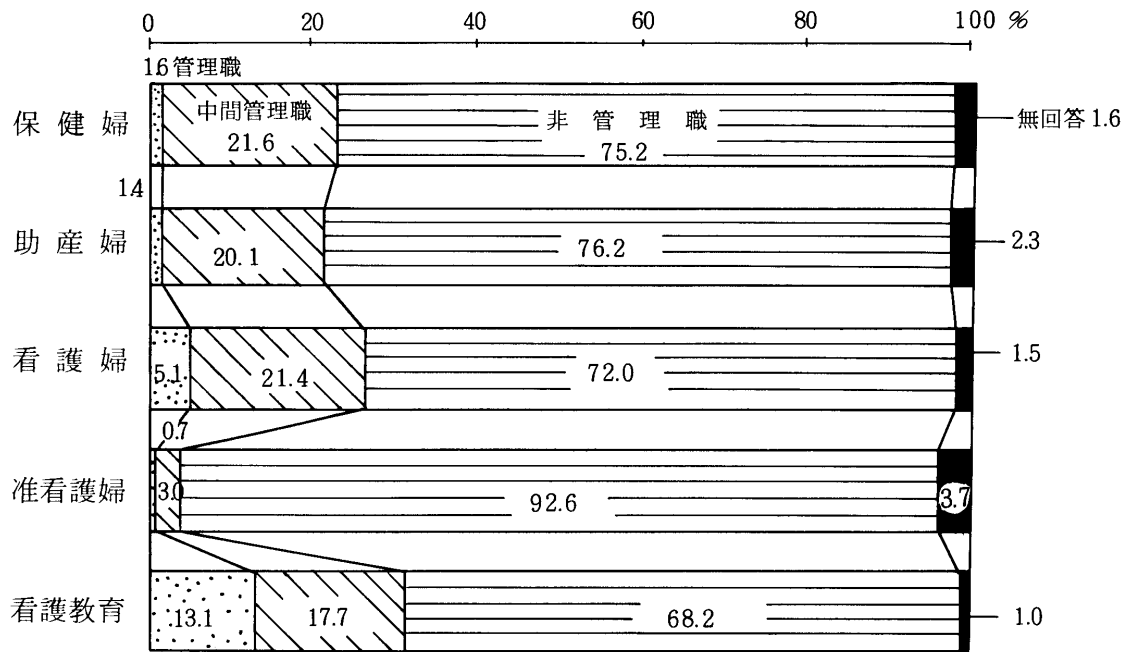
会員の76.0%は「非管理職」である。若年齢層では大半に及ぶ。それが40歳をすぎると婦長・主任・保健所係長など「中間管理職」以上が4～5割を占め、さらに50歳以上では、看護部長、保健所課長、学校長など「管理職」が2割前後になる。

業務別では、看護教育者の13.1%が「管理職」である。しかし准看護婦の場合では「管理職」は0.7%にとどまっております、逆に「非管理職」が92.6%であった〔図Ⅲ－7〕。

## IV 労働条件

### 1 給与

まず税込給与総額では、会員の51.8%は12万～199,999円台にいる。25万円以上の者も4.6%あった。平均税込総額は、会員全体（平均年齢35.5歳）で167,024円、また、自営業だけをとり出してみると154,077円である。次いで基本給は40.7%が「10万～139,999円」に集中している。平均基本給は、140,823円、給与総額に占める基本給の割合は84.3%である。これを昭和48年度の基本給を100として比較すると〔表Ⅳ－1〕のように昭和52年は191.7となり、一般労働者を対象と



〔図III-7〕業務別会員の職位

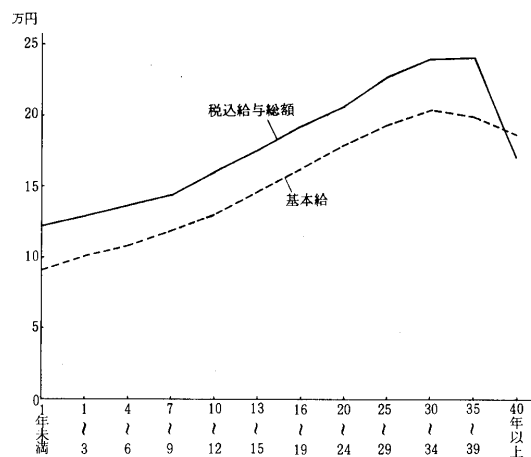
した賃金指数 182.7 を若干、上回っている。

経験年数との関係を見ると、〔図IV-1〕のように、年数の伸びにつれ、給与はゆるやかな上昇曲線を描く。会員の給与体系に経験年数が作用しているといえよう。しかし給与の伸び率という点からみると、同じ専門職と呼ばれる小中学校教員と国家公務員看護職では、経験年数を同じにして比較すると〔図IV-2〕のように経験年数が増すに従って、教員との格差が大きくなる。ちなみに、それぞれの平均給与を比べると、教員を100とすれば看護職は89.5に過ぎない(昭和53年4月現在国家公務員俸給表、教育職3表2等級と医療職3表4等級をパーシェ指数算式で比較)。

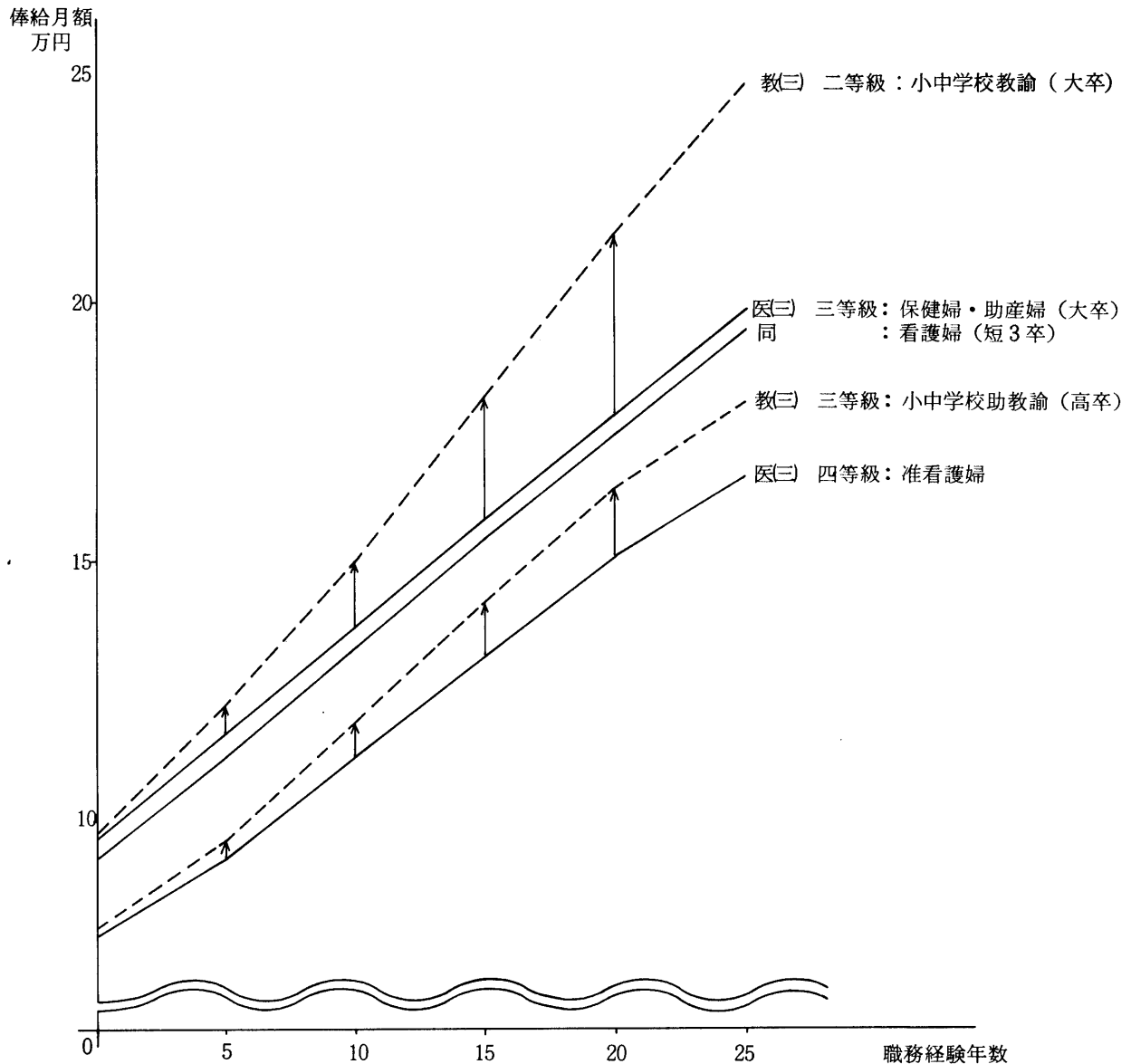
業務別では、平均税込総額は、看護教育者と助産婦がほぼ同じで約181,700円でもっとも高く、次いで看護婦、171,895円、保健婦165,874円と続く。また准看護婦の給与は平均税込総額で、142,732円と他の業務と比べて大幅に低い。これは准看護婦が他業務従事者より平均7~8歳若いため、年齢差の影響が表われていることも一因だろう。

〔表IV-1〕会員の基本給の比較

	昭和48年	昭和52年
会員の基本給の指数	100	191.7
一般労働者の名目賃金指数	100	182.7
消費者物価指数	100	165.9



〔図IV-1〕経験年数別平均給与



〔図IV-2〕 看護職と教員との給与比較

(昭和52年8月9日人事院勧告：医療職俸給表(三)表と教育職俸給表(三)表との比較による)

職位別では、明らかな差がみられる。基本給でると、「管理職」は41.9%が「20万～249,999円」にあるが、「中間管理職」ではそれより少し低い「16万～199,999円」に、また、「非管理職」では「10万～119,999円」に山がある。平均基本給額は順に206,139円、180,193円、128,569円であった〔図IV-3〕。

続いて、勤務場所別にみると、税込総額の全体平均を上回るのは「行政庁」, 「保健所」, 「看

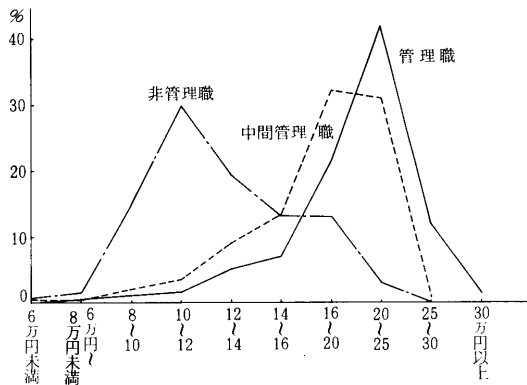
護教育機関」勤務者である。「市町村」勤務者は平均よりかなり低い〔図IV-4〕。また設置主体別病産院勤務者の給与では「国立」が高く「その他の私的施設」が低い。税込給与総額は平均でそれぞれ175,621円、158,101円である。

## 2 労働時間

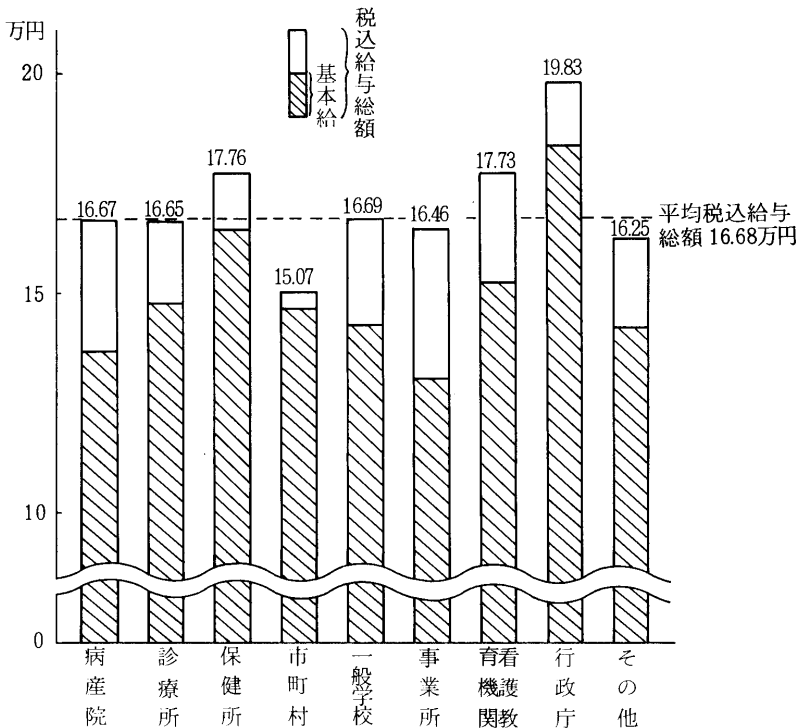
### 1) 週所定労働時間

会員の84.2%は、週所定労働時間が46時間59分以内で勤務している。会員全体の週所定平均労働

時間は、43時間22分であり、昭和48年度の46時間35分より3時間以上も短縮した。しかし、一般労働者の週所定平均労働時間41時間55分（労働省統計情報部『賃金・労働時間制度の実態』昭和53年）と比べると、会員の方が約1時間半長い。また労働基準法規定を超える「54時間以上」も年々減ってきたとはいえ、今回も2.1%ある〔図IV-5〕。



〔図IV-3〕 職位別基本給



〔図IV-4〕 勤務場所別平均給与

勤務場所別の週所定平均労働時間は短い方から「事業所」、「市町村」、「保健所」、「診療所」、「病産院」となり、「一般学校」、「看護教育機関」では長い。自営業種の場合は、「54時間以上」勤務者が5.7%とやや高いが、平均時間は43時間31分と勤務者と変わらなかった〔図IV-6〕。

2) 月間超勤時間

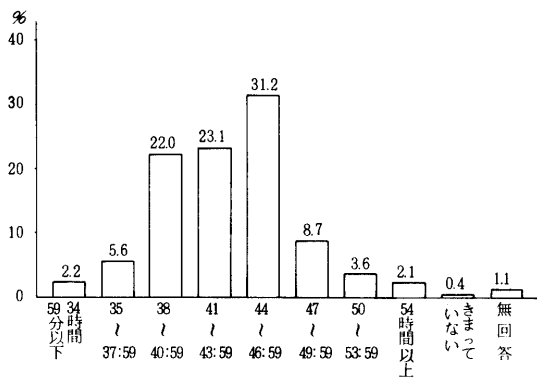
会員全体の月間平均超勤時間は8時間13分である。また、超勤した者だけでは10時間49分となる。一般女子の月間平均超勤時間 5時間18分（労働省婦人少年局『婦人労働の実情』昭和52年）と比べると会員の方が長い。保育の8時間30分（同『保育所における保育の労働実態調査』1973年10月）と比べるとほぼ同じである。

職位別の平均超勤時間は長い順から、「中間管理職」、「管理職」、「非管理職」で、それぞれ10時間23分、8時間4分、7時間46分であった。

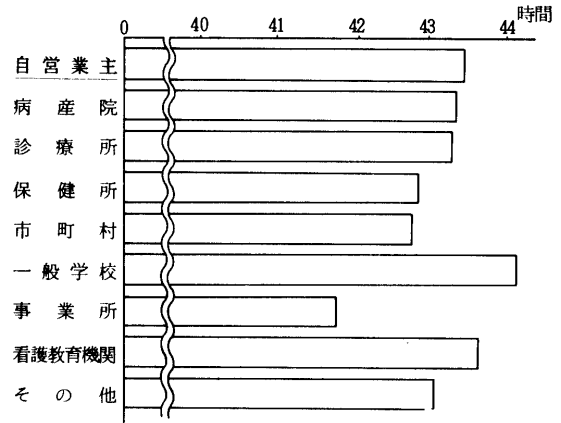
業務別では大きな差がみられる。

保健婦は月間平均超勤時間が3時間15分と短く、「超勤なし」は全体の半分近い47.8%を占める。ところが、看護教育者では月間平均超勤時間が10時間58分に及び、また、助産婦、看護婦でも、9時間を越える〔図IV-7〕。

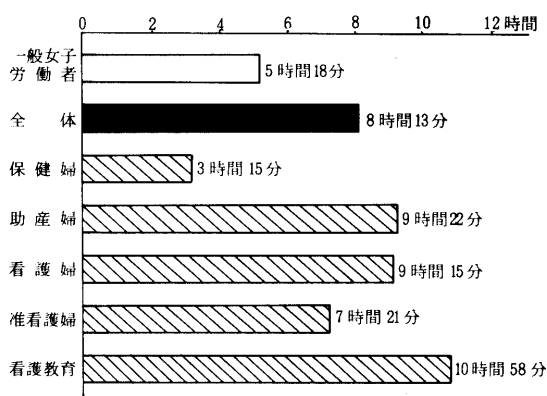
また会員の中から病産院勤務者だけを取り出して設置主体別に超勤時間の長さを比較すると、「日赤」と「国立」がずば抜けて長かった〔図IV-8〕。



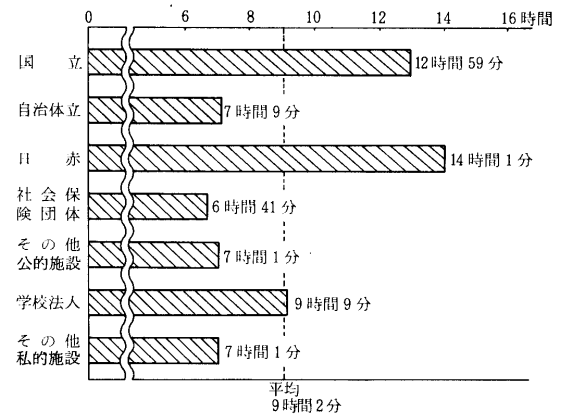
〔図IV-5〕 週所定労働時間



〔図IV-6〕 勤務場所別週所定平均労働時間



〔図IV-7〕 業務別月平均超過時間



〔図IV-8〕 病産院の設置主体別月平均超過時間

### 3 夜勤

会員の57.5%は何らかの形で夜勤に従事しており、38.4%が三交替制についている。そして夜勤に従事している会員の約8割は「病産院」勤務者である。

勤務場所別にみると「病産院」勤務者では「三交替」が半数近くあり最も多いが、「診療所」勤務者では「三交替」と「当直」とがほぼ同割合であった〔図IV-9〕。

職位別では、「非管理職」の64.4%は何らかの形の夜勤をしているが、「中間管理職」では38.7%、「管理職」では14.6%にすぎない。

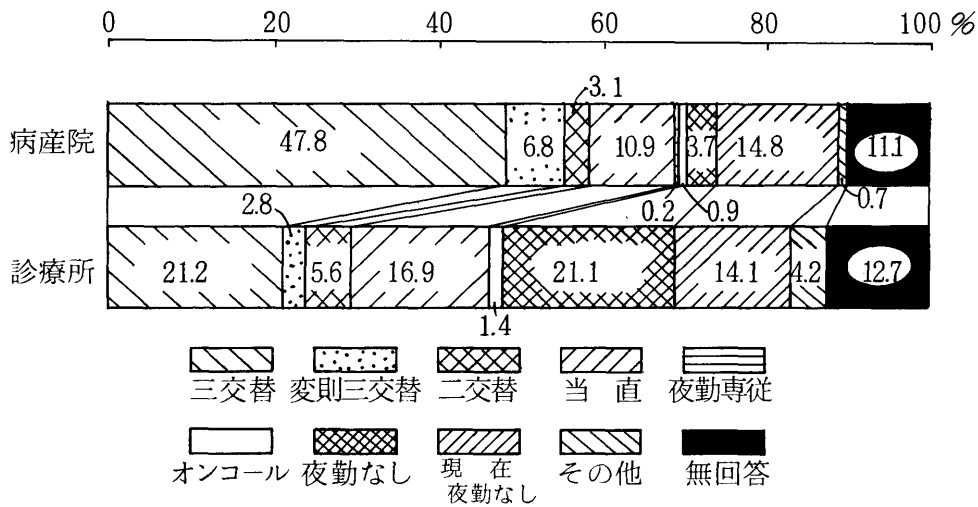
以下、三交替と変則三交替について、夜勤日数、夜間看護手当、夜勤人数をみる。

#### 1) 夜勤日数

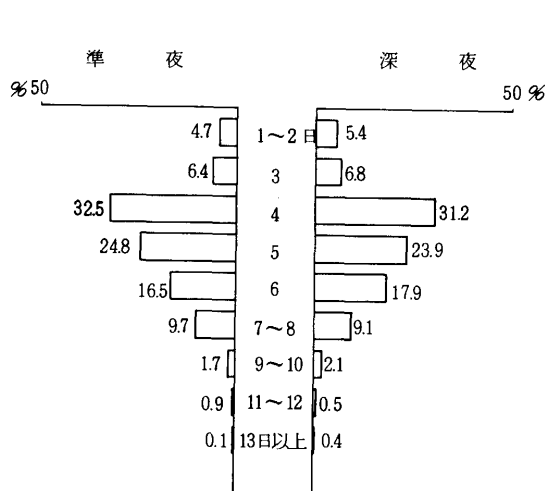
準夜、深夜とも月「4日」が $\frac{1}{3}$ 弱を占め平均夜勤日は各々4.9日である。両方合わせた夜勤日数は7~9日と10~12日がそれぞれ4割を占め、月平均日数は9.8日であった。昭和40年の人事院「ニッパチ」判定以来10年以上たっているものの、依然として夜勤日数は多い〔図IV-10〕〔図IV-11〕。

病産院勤務者を設置主体別にみると、「その他の私的施設」と「国立」とが準夜・深夜とも5日以上で長い。

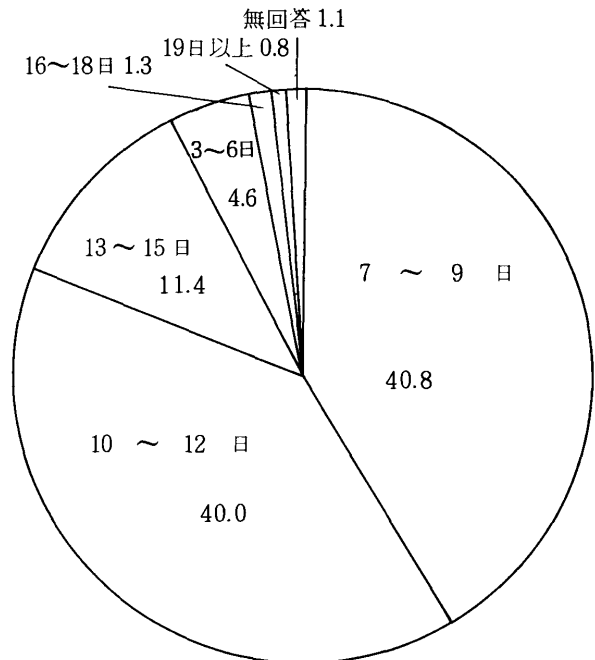
また、三交替者と変則三交替者とを比較すると、前者が準夜・深夜とも平均夜勤日数4.9日で、後者は準夜5.1日、深夜5.2日とやや長い。



〔図IV-9〕 主な勤務場所別夜勤の態様



〔図IV-10〕 夜勤日数



〔図IV-11〕 夜勤日数（準夜+深夜）（単位%）

2) 夜間看護手当

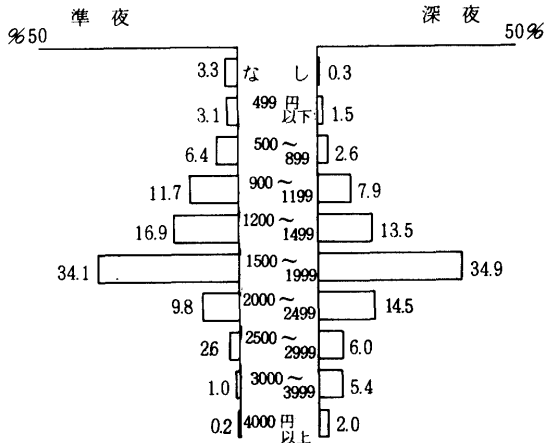
準夜、深夜とも1回につき「1,500～1,999円」が最も多く36%を占める。4年前のピークは「400～1,000円」台であり、今回かなり増額した。今回の平均額では準夜1,522円、深夜はそれよりやや高く1,887円である〔図IV-12〕。

病産院勤務者に限って平均夜間看護手当を設置主体別にみると、〔図IV-13〕のように、「

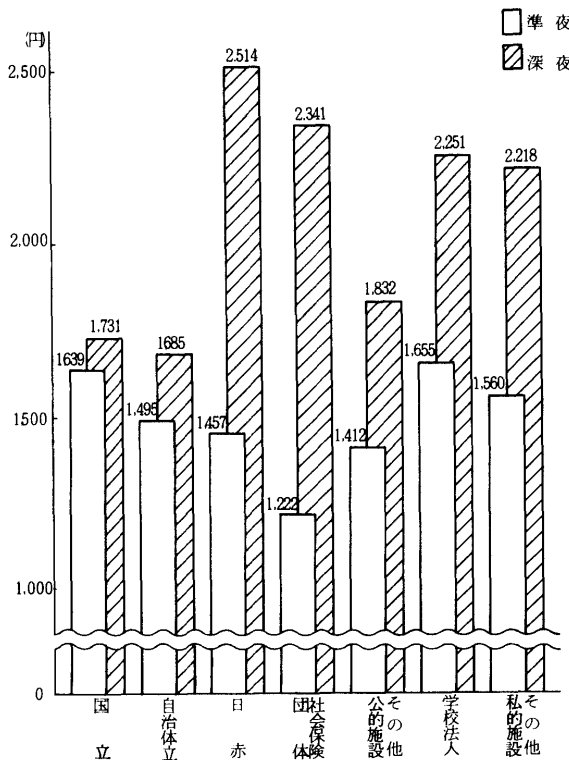
社会保険団体」は準夜が1,222円と最も安いですが、深夜になるとかなり高い。同様の傾向は「日赤」にもみられる。一方、「国立」と「自治体立」は準夜と深夜の差が少ないが、総じて額は低い。

業務別では準夜、深夜とも助産婦が最も高く、

それぞれ1,611円、2,154円である。看護婦と准看護婦とは差がなく、準夜1,500円、深夜1,800円程度であった。



〔図IV-12〕 夜間看護手当



〔図IV-13〕 病産院の設置主体別平均夜間看護手当

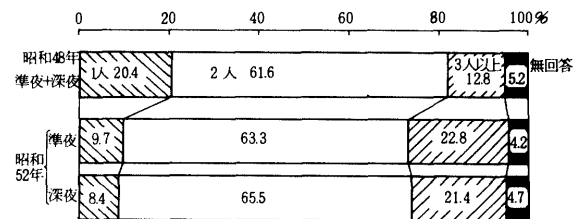
3) 夜勤人数

夜勤者のほとんどは準夜・深夜とも1看護単位

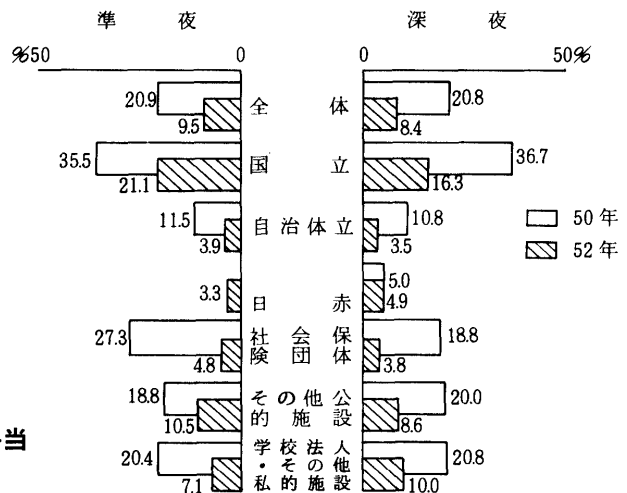
当たり、2人以上で夜勤をしている。昭和48年度と比べると1人夜勤の割合は20.4%から約半分に減り、逆に3人以上夜勤が約2倍に増えた。夜勤人数は徐々に改善されてきているといえよう〔図IV-14〕。

病産院勤務者に限り夜勤人数を設置主体別にみると「国立」以外のはほぼ9割以上が2人以上で夜勤に就いている。そして「国立」では1人夜勤の割合が準夜21.1%、深夜16.3%と目立って高い〔図IV-15〕。前述の夜勤日数にしても、夜間看護手当にしても「国立」は総じて条件が悪く、今後の問題として残る。

業務別では、準夜・深夜とも助産婦の6割近くが「3人以上」と答えている。



〔図IV-14〕 夜勤人数比較



〔図IV-15〕 病産院の設置主体別1人夜勤の割合

#### 4 週 休

##### 1) 所定週休日数

会員全体の54.0%は「週休日半」である。「週休日1日」は30.6%、「完全週休2日」は2.5%、その他の週休2日は11.5%である。全体の平均所定週休日数は1.3日であった〔図IV-16〕。

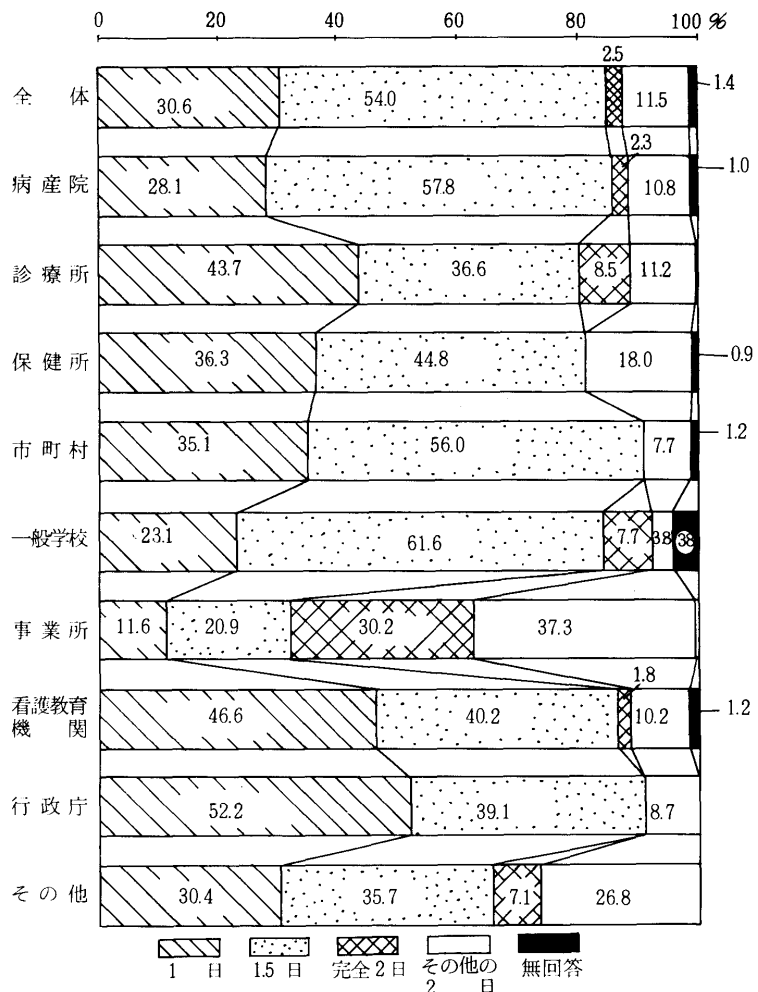
勤務場所別では、まず「事業所」に「完全週休2日」が30.2%と高く、平均所定週休日数も1.6日と長い。これに対し、「保健所」、「市町村」、「行政庁」など公務員は「完全週休2日」は皆無で、平均日数も1.3日前後と低い。一方、病産院は施設の病床数が「99床以下」では「完全週休2日」が8.0%で、「その他の週休2日」も13.6%あるが「1,000床以上」の大病

院では、両方合わせても5.0%しかない。病産院の設置主体別では、「日赤」勤務者の47.9%が「週休1日」で平均所定日数も1.3日と短いのが目立つ。

週所定労働時間とのかねあいをみると「完全週休2日」は週平均所定労働時間が40.0時間と短い。ILO 1977年看護職員条約、勧告では週40時間という基準労働時間が示されているが、「完全週休2日」制に限りこの条件を満たしている。

##### 2) 週休が休めるかどうか

64.5%の会員が、いつも所定どおりに休めており週休態様別にあまり差はない。しかし業務別では「いつも休める」割合は看護教育者と保健婦は高く、准看護婦と助産婦は低い〔図IV-17〕。



〔図V-16〕勤務場所別所定週休日数

#### 5 年次有給休暇

##### 1) 所定有給休暇日数

「20-24日」が最も多く66.1%に上る。昭和48年度と比較すると20-29日の層は、3.1%ふえて69.9%となり、また「30日以上」も2.8%増加して7.8%となった。全般的に所定日数は増加しており、平均日数は21.1日である〔図IV-18〕。

勤務場所別平均日数は「行政庁」が24.7日と最も長く、次いで「保健所」23.0日、「市町村」22.7日と続く。反対に「診療所」、「看護教育機関」ではやや短く、19日強にとどまる。「病産院」勤務者の平均日数は、21日であるが〔図IV-19〕のように設置体ごとに差が現われ、「国立」、「自治体立」では長く、「その他私的施設」、「学校法人」



は短い。

また、所定有給休暇日数に勤続年数の長さ按比例して長くなり、勤続3年未満では9日以下の短いものが9.0%あるが、勤続16年以上の者になると「30日以上」が12~20%を占めるようになる。

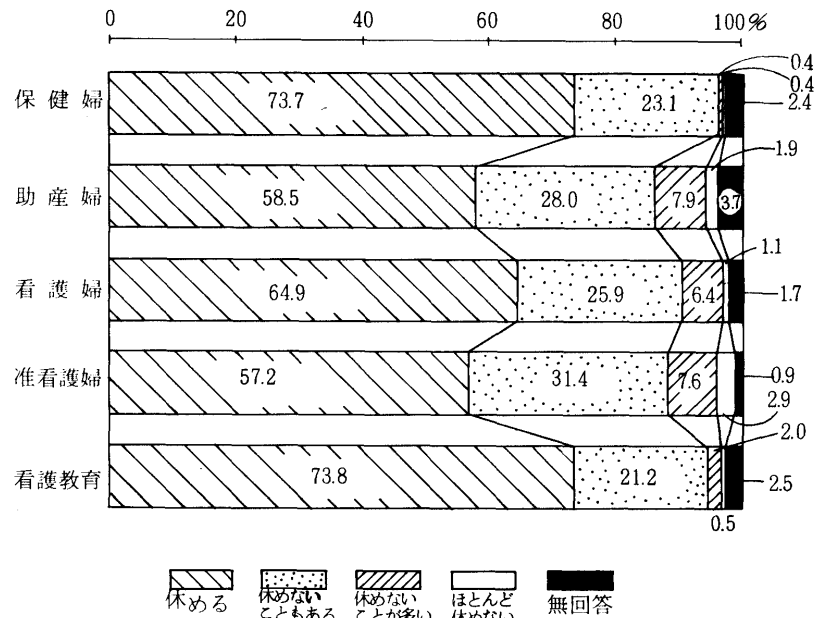
2) 実績有給休暇日数

次に実際にとった有給休暇日数をみると、14日以下が67.1%を占める。平均日数は11.3日、所定日数の約半分しか消化していないことになる。

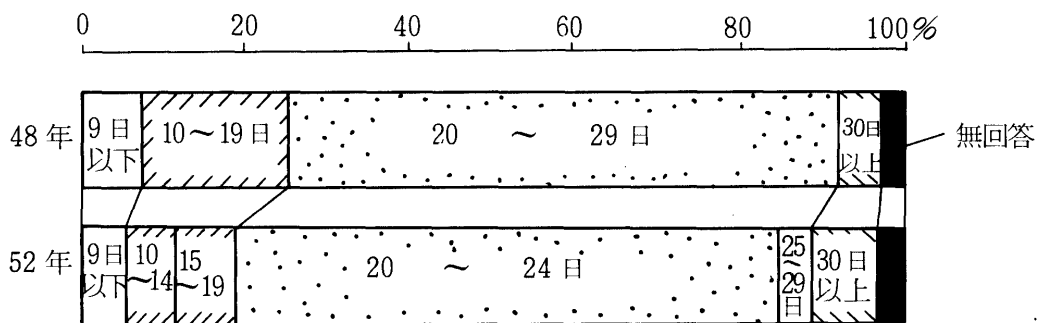
まず、職位別にみると、職位の高いものほど休め

ていない。実績有給休暇を20日以上とった者は「管理職」では6.4%であるのに対し、「非管理職」では9.8%あった。そして9日以下という短い者は「管理職」では半数近い48.3%あるが、「非管理職」では36.0%にとどまっている。

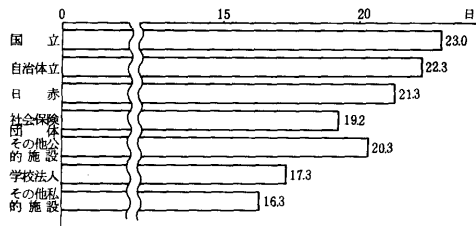
勤務場所別平均実績日数では「保健所」、「市町村」、「事業所」が長く、「一般学校」「看護教育機関」が短い、これは所定有給休暇日数の長短によるものであろう〔図IV-20〕。



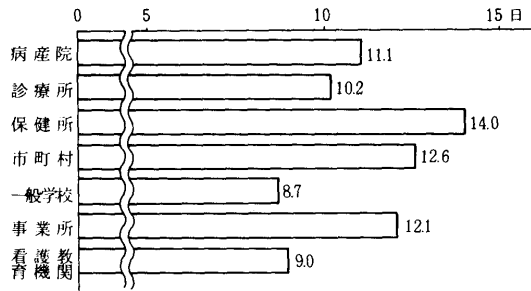
〔図IV-17〕 業務別実際に週休の休める割合



〔図IV-18〕 所定有給休暇日数



〔図IV-19〕病産院の設置主体別平均所定有給休暇日数



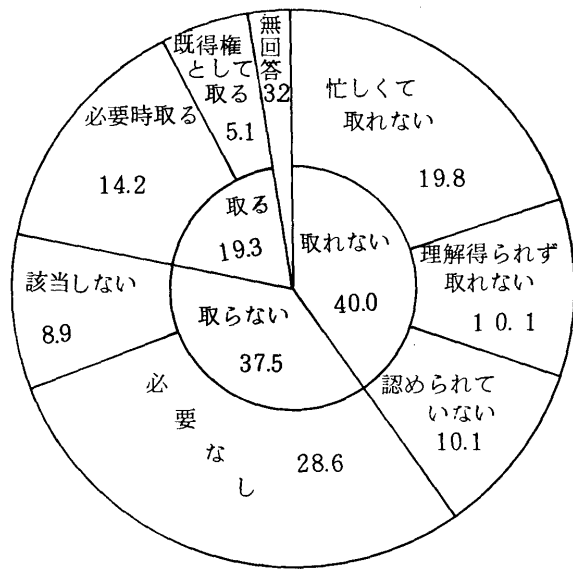
〔図IV-20〕勤務場所別平均実績有給休暇日数

## 6 生理休暇

本人が必要なのに取れない者が40.0%いる。うち半分の19.8%が「仕事の都合で（忙しくて）とれない」。この生理休暇は、労働基準法第67条で保障されているが、いまだ「認められていない」というもの10.1%ある。実際取っているのは19.3%にすぎない〔図IV-21〕。

勤務場所別では、「看護教育機関」、「一般学校」勤務者に実際にとっている者が7%程度と低い。そして「一般学校」と「診療所」では「認められていない」割合も2割弱ある。これに対して「保健所」では、「認められていない」のが0.5%と僅少である。

続いて実際に週休が休めるかどうかとのかねあいをみると、週休を「休めないことが多い」「ほとんど休めない」者のうち、生理休暇も取りたいのにとれない者は56.9%あった。会員の労働条件は年々向上しているとはいえ、こうした最低限必



〔図IV-21〕生理休暇の取得状況（単位%）

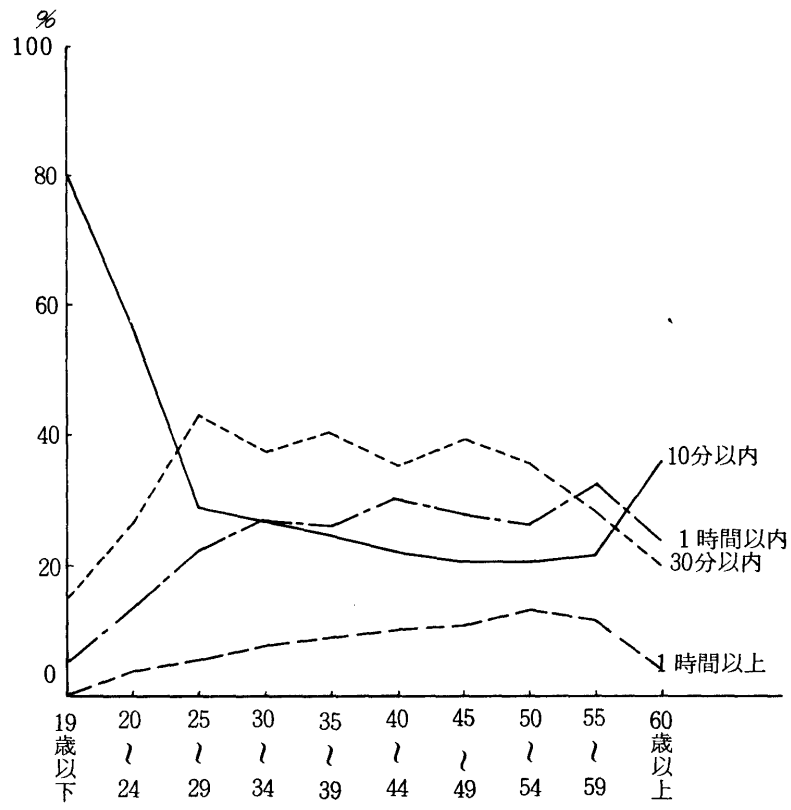
要な休暇ですらとれない層がまだかなりあることを忘れてはなるまい。

## 7 通勤所要時間

会員の30.3%は「10分以内」のところに、67.0%は「30分以内」のところに住んでいる。平均通勤所要時間は26.5分である。

年齢との関係では、若年層ほど短く、19歳以下では「10分以内」が80.0%にも上る。若い層は、勤務先の寮に住んでいることが多いと推察される。また、年齢が上がるにつれ時間は長くなり、「55～59歳」では1時間以上が37.5%もあった。年齢が上のものでは、持家に住む者が多くなるために通勤時間が長くなると思われる。〔図IV-22〕

勤務場所別にみると、「保健所」、「行政庁」勤務者が平均42分以上と長いのが目立つ。都道府県職員であるために、職場の移動も広い範囲にわたり、やむを得ず家から遠くに通勤しているようすがうかがえる。



〔図IV-22〕 年齢別通勤所要時間